

生徒心得

I. 学校生活

本校生徒としての自覚と品位をもって行動し、健全な精神と心身を鍛えることを目指す。勉強に部活動に意欲的に取り組み、友情を育み、互いを高め合うよう努める。

(1) 挨拶

人との出会いを大切にし、挨拶の励行に努めること。来校者に会ったときには会釈して気持ちよく迎え、教職員、先輩、友人に会ったときには大きな声で挨拶すること。

(2) 「信頼される生徒」

「信頼される生徒」を目指し、正しい制服の着用に努める。また、会話は正しい言葉遣いを心掛けること。

(3) 登下校

ア 「8時35分登校」を厳守し、余裕をもって5分前行動を心掛けること。

イ 登下校は率先して公衆・交通道徳を守り、他の模範となるように努めること。特に自転車通学者は、交通事故に十分注意を払い、雨天時には必ず雨合羽を着用すること。なお、傘さし運転は道路交通法違反である。

ウ 特に女子生徒は、安全確保のため単独下校は避け、帰宅時間に留意すること。

エ 休日、祝日等に登校した場合には、日直及び先生と連絡を取り、無断による校舎内の出入りは避けること。

(4) 欠席・遅刻・早退

欠席・遅刻・早退等は努めて避け、止むを得ない場合には、学校より指示された方法で保護者が学校へ連絡すること。

(5) 届出等

下記の許可願いや届け出は、所定の様式に従い提出すること。

早退する場合…早退許可証

忌引きする場合…忌引届

休学する場合…休学願

復学する場合…復学願

転学する場合…転学願

退学する場合…退学願

異装で登校する場合…異装許可願

アルバイトをする場合…アルバイト願・アルバイト届・アルバイト従事報告書

携帯電話を校内に持ち込む場合…携帯電話同意書

海外旅行をする場合…海外旅行願

学割を利用したい場合…学割申請書

身分証明書を紛失した場合…再交付願

住所が変わった場合…住民票

交通事故にあった場合…交通事故報告書

(6) 校外活動

ア 「信頼される生徒」

- ・校外においても品行正しく責任ある行動をとること。
- ・自転車通学者は、交通法規を遵守し、マナーアップに心掛けて安全運転に努めること。
- ・電車通学者は公衆道徳を守り、他人に迷惑をかけること。
- ・未成年の立ち入りが禁止されている場所には、出入りしないこと。

イ 旅行

海外への旅行をする場合は、「海外旅行願」を担任に提出すること。

ウ アルバイト

アルバイトを希望する場合は、学校から許可を得た後、担任に「アルバイト願」「アルバイト届」を提出し、許可書が発行された後行うこと。

(7) その他

校舎、校具等の公共物を大切にすること。もし、破損した時は速やかに担任に連絡し事務室に届け出て、その責任を明らかにすること。なお、定められた規定に従い賠償を求められることがある。

II. 交 通 安 全

交通事故防止のため、自他の生命尊重の立場から、次の諸点について注意する。交通諸規則を遵守し、常に安全ルールを守る習慣を身につけること。

(1) 自転車通学

- ア 常に安全運転を心掛け、事故防止に努めること。
- イ 左側一列の進行を厳守し、二人乗りは絶対にしないこと。
- ウ 雨天の時は、雨合羽を着用すること。(傘さし運転は道路交通法違反である)
- エ 自転車は自身の体にあったものを乗り、整備点検(泥よけ・スタンドを付ける)や安全な通学路の確保を図ること。
- オ 校内における自転車は、必ず鍵をかけて所定の場所におくこと。(盗難防止のため2重ロックを心がける)
- カ 事故及び違反があった場合は、速やかに警察および学校に連絡すること。
- キ 自転車通学者は賠償責任を伴う保険に加入すること。
- ク 交通安全の観点から乗車用ヘルメットを必ず着用すること。
- ケ 特定小型原動機付自転車(電動キックボード等)による登下校を禁止する。

(2) 運転免許取得

- ア 学校生活を充実させる観点から運転免許の取得は、進路決定後が望ましい。ただし特別な事情により運転免許を必要とする場合は、保護者の申し出により学校に相談すること。
- イ 生徒自ら運転する自動車・バイク等による登下校を禁止する。

Ⅲ. 服装規定

人間の精神は服装に現れ、服装はまた、人間の精神を規制するものであるから、常に端正な服装を心掛けなければならない。正しい制服の着用を努め、所持品等も高校生らしいものを選択し、高価なものや派手なもの等を求めてはならない。

(1) 制服

ア 【正装・冬服】 (11/1～4/30) : 本校指定のもの

①男子…学生服、ワイシャツ、校章(左襟)、学年章(右襟)

②女子…上着、スカートまたはスラックス、ワイシャツ、ネクタイ、校章(左胸)

イ 【正装・夏服】 (5/1～10/31) : 本校指定のもの

①男子…ワイシャツ、スラックス

②女子…ワイシャツ、スカートまたはスラックス、ベスト、ネクタイ

※式典時以外、ネクタイ、ベストを着用しなくてもよい。

※ポロシャツの着用は、夏服期間のみとし、「正装」時の着用は認めない。

ポロシャツを着用する場合は、裾をスカートまたはスラックスの外側に出すことや第一ボタンを開けることは可とする。

ウ 以下の時には、上記「正装」であるものとする。(※セーター、カーディガン等の着用不可)

①入学式・卒業式・表彰式

②始業式・終業式

③開校記念式典等の式典時

④身分証明書用写真等の撮影時(冬服)

エ 正しい制服の着用を心掛け、変形や改造等は禁ずる。(制服の補正には制服補正許可書を必要とする。)

①男子…学校所定以外の学生服は指導する。スラックスの裾の長さは、くるぶしより下で、かつ引きずらない程度とする。ボトムウエストは、ワンサイズ上までは許容範囲とする。

②女子…学校所定以外の学生服は指導する。スカートの長さは、ひざが隠れる長さとする。スラックスについては男子規定に準じる。

③正当な理由があつて、ジャージ等を着用の場合は、「異装許可願」を提出し許可を得る。

(2) 內衣

本校所定のワイシャツとする。Tシャツ等をワイシャツの下に着用する場合は、白で華美でないものとする。防寒としてVネックのセーターまたはカーディガンを着用する場合、色は黒、紺、グレーで無地のものとし、ワイシャツ着用のうえ、制服から出ないものとする。

(3) 冬季の防寒着について

※防寒着とは、制服の外側に着用する寒さを防ぐ衣類とする。

色は黒・紺・グレー・茶を基調としたものとし、型は指定しない。ただし、フード・襟元・その他の場所にファーが付いている等の華美なものは禁止とする。

(4) 靴下

- ア 白・黒・紺の無地またはワンポイントのもの。
ただし正装時にスカートを着用する場合は、紺のハイソックス(本校所定のもの)を着用すること。
- イ ストッキング・タイツはベージュ、黒色で無地とする。
正装時のストッキングの色はベージュとする。
- ウ 制服着用時には、くるぶしの出るソックス(アンクルソックス)の着用は禁止とする。

(5) 靴

- ア 標準型の革靴等、または、華美でない運動靴とする。
- イ 上履きは本校所定のものとする。

- ①氏名(姓のみ)を明記する。
(同姓の者がいる場合は、名も書く。例:大谷^幸)
- ②氏名は漢字で書く。
- ③余分な文字や、絵などは書かない。
- ④上履きを洗っても消えないように、油性マジックで書くこと。
- ⑤踵は踏まないこと。



名前は、大きく・太く・はっきりと明記すること

(6) 靴

学生靴・スポーツバック及びそれに準ずるものとする。

(7) ベルト

ベルトは黒とする。ただし、穴のたくさんあるものなど華美なものは禁止とする。

(8) 頭髪

高校生らしい品位ある清潔な髪形とする。脱色・染色・付け毛・パーマ・カール等は禁ずる。

ア 男子

- ①襟足は制服の襟にかからない。
- ②前髪は目にかからない。
- ③耳周りの髪は耳にかからない。
- ④揉み上げは耳たぶのラインを超えない。
- ⑤ヘアピンやヘアゴムの使用は認めない。

イ 女子

- ①前髪は目にかからない。
- ②視界をさえぎらないように、長いものは縛るかピンで留める。編み込みはしない。
縛る場合はシニヨン(団子状)にせず、前から見た時に見えない箇所縛る。
- ③髪を縛るゴムやピンはシンプルなもので黒・紺・茶が望ましい。シュシュ等の髪飾りは認めない。
- ④髪を留めるピンについては、黒色のアメピンのみとする。

(9) 体育時における服装

本校所定の体育着を着用する。

(10) 異装願

止むを得ない事由により異装で登校する場合は、「異装許可願」を提出し、許可を得ること。

(11) その他

ア アクセサリーは着用しない。ピアスの穴は開けない。

イ 化粧はしない。

ウ 制服は改造しない。

エ 授業は制服で受ける。

オ すべての所持品、衣類等には必ず明瞭に記名する。